

浜中町長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町政運営の一層の透明性を図るとともに、町政に対する町民の理解と信頼を深めるため、町長交際費の支出に係る情報を公表することとし、当該公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する事項)

第2条 町長交際費の支出に係る情報は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出目的
- (4) 支出額

2 前項の規定にかかわらず、浜中町情報公開条例（平成12年条例第49号）第8条各号に掲げる不開示情報に該当する場合又は相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合は、これを公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 前条第1項第2号の支出区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 慶祝費 慶事または総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (2) 弔慰費 葬儀等における香典、供物及び供花等に係る経費
- (3) 会費 会議、研修会、懇親会、祝賀会等の出席に係る経費
- (4) 見舞 病気、事故、災害等への見舞に係る経費
- (5) 接遇費 町政運営等に資する土産、記念品、会食等に係る経費
- (6) その他 前各号に掲げる支出区分に分類できない経費

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 交際費の公表の方法は、別記様式により町ホームページに掲載するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。